

特定非営利活動法人けいはんなアバターチャレンジ

会員規約

この会員規約（以下「本規約」）は、特定非営利活動法人けいはんなアバターチャレンジ（以下「当法人」）と、特定非営利活動法人けいはんなアバターチャレンジ会員（以下「会員」）との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。特定非営利活動法人けいはんなアバターチャレンジ事務局（以下「当法人事務局」）では、入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

第1章 総則

第1条（会員規約の適用）

当法人は、会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行います。また、当法人が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

第2条（会員規約の変更）

当法人は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当法人のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当法人が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

第3条（用語の定義）

1. 本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。
2. 会員とは、当法人会員の総称です。
3. 書面とは、当法人が指定した書式による文書、または任意の書式による文書（電子書面を含みます）を指します。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による当法人事務局への通知、連絡も書面と認められます。

第2章 入会申込等

第4条（入会申込）

当法人への入会の申込をする方は、第6条に定める入会金および年会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入して、当法人事務局に提出することとします。

第5条（入会申込の拒絶等）

1. 当法人は、入会申込者が次の各項に該当する場合（正当な理由がある場合）、入会を

認めない場合があります。

2. 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
3. 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
4. その他、前各項に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

第6条（会員の種類・入会金・年会費）

会員の種類、入会金、年会費、資格および特典は、次の各号の通りです。なお年会費の口数に制限はありません。

- (1) 正会員 入会金 1,000 円 年会費 1,000 円

資格：この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

特典：各種イベントへの優待、会報配信、メーリングリストの利用

- (2) 賛助会員 入会金 1口 10,000 円 年会費 1口 5,000 円

資格：この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

特典：各種イベントへの優待、会報配信

第7条（入会金・年会費の免除）

当法人は、次の各号に該当する場合、入会金または年会費を免除します。

- (1) 第6条各号の会員が別の各号の会員になる場合は入会金を免除します。
- (2) 正会員のうち当法人の役員に就任した者は、就任期間中に支払うべき年会費を免除します。
- (3) その他、当法人が適当と判断した場合。

第8条（会員資格有効期限）

1. 会員資格有効期限は次の各項に定めます。
2. 会員資格有効期限は、入会した月からその年の12月末日までとします。
3. 会員資格有効期限の起算日は、当法人が入会を承認し年会費の支払われた日とします。
4. 会員資格の継続を希望する会員は、有効期限満了日までに次年度の年会費を当法人所定の方法にて入金するものとし、入金が確認され次第、有効期限が満了日より1年間延長されるものとします。
5. 有効期限が満了した場合であっても、会員は、当該満了日から3ヶ月を経過するまでの間に次年度の年会費を入金することにより、満了日より1年間の継続ができます。

尚、有効期限満了日から3ヶ月を経過した後に再度当会への入会を希望する場合は、改めて入会手続きを行なうものとします。

第3章 入会申込記載事項の変更等

第9条（会員の氏名及び名称等の変更）

1. 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当法人事務局に通知する必要があります。
2. 前項の規定による変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、当法人はその責を負わないものとします。

第4章 会員資格の喪失

第10条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第11条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができます。

第12条（会員資格の停止・解除）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、議決の前に弁明の機会を与えた後、総会の議決により、これを除名することができます。

- (1) 当法人の定款に違反したとき。
 - ① 年会費が支払われないとき
 - ② 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - ① 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
 - ② 当法人、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合
 - ③ 当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
 - ④ 当法人、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
 - ⑤ 本規約に違反した場合

- ⑥ その他、当法人が会員として不適当と判断した場合

第13条（拠出金品の不返還）

一度払い込まれた会費及びその他の拠出金品は返還しません。

第5章 会員資格有効期限終了に伴う措置

第14条（措置）

会員資格有効期限が過ぎ、当法人からの通知のあとも、当法人が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員資格に基づく権利の行使を停止し、当法人に対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

第6章 会員証の発行等

第15条（会員証の発行）

1. 当法人は、会員に対し、会員証1枚を発行します。
2. 会員証の有効期限は、第8条で定める会員資格有効期限までとします。
3. 当法人の活動、事業に参加する場合は会員証を提示してください。
4. 会員証及び会員に基づく権利は、当該会員以外の者に使用許諾、貸与、譲渡、相続等を行うことができません。
5. 会員証を紛失した場合は、速やかに当法人事務局に届け出たうえで、手数料550円を添えて、再発行の手続きをしてください。
6. 会員証は、当該会員が会員ではなくなった場合、当法人に返却するものとします。

第7章 商号及び商標等の利用

第16条（商号及び商標等の利用）

当法人が定めた商号及び商標等を個人的にまたはその他の目的で利用する場合は、当法人の事前の書面による承認を得る必要があります。

第8章 禁止行為

第17条（禁止行為）

1. 会員は無断で当法人の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはなりません。

2. その他、当法人の目的を理解し、第12条各号に定める行為、当法人の趣旨に反する行為等を行ってははいけません。

第9章 情報管理

第18条（個人情報の保護）

1. 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。
2. 当法人は、当法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当法人が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとしします。

第10章 知的財産

第19条（知的財産の帰属）

当法人が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当法人に帰属します。

第20条（知的財産の保護）

当法人が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはいけません。

第11章 損害賠償等

第21条（損害賠償）

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとします。

第22条（免責）

当法人は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、第18条第2項に定める場合および当法人の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとしします。

第12章 残存条項

第23条（残存条項）

退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第14条、第17条から第22条および本条の規定は有効に存続するものとします。

第13章 その他

第24条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第25条（裁判管轄）

当法人および会員は、当法人と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、京都地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第26条（規定の追加）

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当法人が定めるものとします。

付 則

この規約は令和4年7月22日より施行する。